県税還付金の受け取りについて (納税義務者(債権者)が死亡されている場合)



送金通知書に記載されている納税義務者(債権者)が死亡されている場合には、その送金通知書の納税義務者(債権者)名のままでは、還付金を受け取ることができません。

相続人様が還付金を受領できるように手続きをしていただく必要があるため、お手数ですが、 以下の書類を揃えてご提出ください。(郵送によるご提出も可能です。)

ご不明な点があれば、提出先(窓口)までご連絡ください。

◆必要書類

- ① 送金通知書(ハガキ)原本(相続人の氏名、続柄、連絡先を原本に記入してください。) ※送金通知書を紛失した場合は、「送金通知書再発行請求書」
- ② 相続人(受取人)の振込先口座の内容がわかる書類(通帳の口座名義人・口座番号・口座種別・金融機関・支店がわかるページの写しなど)
- ③ 相続人と債権者の関係を証明する書類(戸籍謄本、法定相続情報一覧図など)
- ④ 債権者が亡くなっていることを証明する書類(住民票(除票)など) ※③の書類でわかる場合は省略可
- ⑤ 相続人の氏名・住所を証明する書類(住民票、運転免許証のコピーなど)

例)相続人(受取人)が配偶者の場合の必要書類

- 〇送金通知書原本・・・①
- 〇相続人(受取人)の通帳口座の写し・・・②
- 〇戸籍謄本(全部事項証明書)・・・③及び④
- ○運転免許証のコピー・・・⑤

◆提出先 (窓口)

〇東予地方局 税務管理課 電話番号:0897-56-1300(代表)

〒793-8516 西条市喜多川 796 番地 1

〇中予地方局 税務管理課 電話番号:089-909-8752

〒790-8502 松山市北持田町 132 番地

○南予地方局 税務課 電話番号:0895-22-5211(代表)

〒798-8511 宇和島市天神町7番1号



送金通知書の発行日から1年を経過している場合は、この手続きとは別の「償還請求」による手続き が必要となります。

詳しい手続きについては、出納局会計課(電話番号:089-912-2770)までお問合せください。

